

滋賀県都市農業振興計画（概要）

1. はじめに

（1）計画策定の趣旨

- 都市農業振興基本法が制定され、都市農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ転換し、環境共生型の都市の形成上、農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要とされたところ。
- 都市農業が持つ多様な機能の発揮を通じて農業者と都市住民が共存する環境共生型の社会を実現し、都市の農業を将来につなげていくことを目的に地方計画を策定する。



（2）計画の性格等

- 基本法第10条に基づき策定するもので、本県の都市農業施策を推進するための指針、また、都市農業者や地域住民、市町や関係団体等の関係者の都市農業振興に係る取組の参考となるもの。
- 対象地域は主に市街化区域および非線引き都市計画区域における用途地域内の農地ならびにその周辺の地域とする。今後、市町が地方計画を策定する場合において、都市農業の範囲を独自に定めることを妨げるものではない。

（3）計画期間

- 概ね10年後を展望しつつ、計画の進捗状況や「滋賀県農業・水産業基本計画」の見直し、国の制度改正、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行う。

2. 本県都市農業の現状と課題

【現状】

（1）農地の状況

- 本県の市街化区域内農地面積は、1,389ha（H29.1.1現在）で県内農地の2.7%である。
- 市街化区域内における農地の割合は約6%（全国平均は約4%）となっている。

（2）生産緑地制度と税制度

- 生産緑地は固定資産税等の税制特例が措置されているが本県での適用地域はない。

（3）農業者（滋賀県実施のアンケート調査結果より）

- 農地の所有面積は、滋賀県平均と比較してかなり少なく、40a程度と小規模である。
- 作付品目は、米が最も多く、次いで露地野菜であり、自家消費品目が主である。
- 販売先は、ほとんどがJAであり、一部で直売所や飲食店など個人売りを行っている。
- 年間の販売金額は、50～300万円以上の農家が2割であり、残り8割は販売なし～50万円未満の自給的農家である。
- 収入は、農外給与・事業所得、不動産所得、年金が大半を占め、農業依存度は低い。
- 固定資産税等の負担大、収益性が低い、高齢化・後継者不足が営農継続の支障である。
- 宅地化を希望する農業者と、できるだけ農地のまま残しておきたい農業者の割合が拮抗している。

（4）消費者（県民）（滋賀県実施のアンケート調査結果より）

- 大半の消費者（県民）は農地を残すべきと考えている。
- 市街地にある農地を活用した体験農園のニーズが高い。
- 農地の防災機能については一定の理解がある。

【課題】

（1）農産物を供給する機能

- 現在、営農を展開している専門的経営の農家に対しては、消費者等に近い利点を活かした取組や、飲食店等との連携による高付加価値農業の展開など、小規模ながら収益性の高い営農に対する支援が必要である。
- 関係団体、食品流通業者、県内大学、地元企業等との連携や、県内卸売市場の活性化による県産農産物の利用拡大及び流通促進が求められる。
- 後継者を確保できないが、営農継続を希望される都市農地においては、近隣の都市農業者、女性・高齢者、定年帰農者希望者などから新たな担い手を探す取組が求められる。
- 農地の固定資産税や相続税の負担軽減策となる生産緑地制度について、市町や農業者の意向をふまえながら、制度活用の周知を図る取組が求められる。

（2）都市農業の多様な機能（農作業体験・学習・交流の場を提供する機能、防災機能等）

- 都市農業への理解促進や生産者との交流、農業体験などの機会の充実が必要である。
- 市町や農業団体、地元企業、NPO法人等で市民農園・貸し農園を設置する等、都市農業の多様な機能に接する機会を提供する取組が求められる。
- 教育現場における農業理解促進を進める取組が必要である。
- 福祉事業者による高齢者等の健康対策や障害者の就労訓練の場としての活用が求められる。
- 景観形成としての緑地や地震時の避難場所、火災の延焼防止など多様な機能についての県民へのさらなる理解の促進をすすめていくことが重要である。

3. 本県都市農業振興の目指す姿

- 営農継続を目指す都市農業者が、滋賀の立地条件を生かした都市農業を展開し、「農産物を供給する機能」が維持されている。
- 「農産物を供給する機能」をベースとした「多様な機能」（農作業の体験の機会の提供、良好な景観形成機能、防災機能等）が発揮されている。
- 消費者（県民）の都市農業の必要性についての理解が高まっている。
- もって都市部において農業生産が行われ、都市農地が持つ多様な機能が保たれ、必要とされる農地が残ることにより、農業と都市とが共存した滋賀の未来へ繋がっている。

4. 都市農業振興施策の方向

（1）農産物を供給する機能の維持・向上

①収益力の向上への支援（専門的経営の農家を対象）

ア. 生産性向上への支援

- ICTを活用した施設園芸、有機栽培など高付加価値農業、「誘客型園芸」実施への支援
- CSA※の推進

イ. 流通面への支援

- 関係団体や食品流通業者等と連携した県産農産物の利用拡大への支援
- 県内卸売市場活性化への支援
- 学生食堂や社員食堂における県産農産物の取扱の充実 等

②担い手の確保への支援（営農継続を希望される都市農地を対象）

- 公的機関による都市農地の賃借マッチングの促進
 - 就農フェアの開催 ●県内大学生等の農業インターンシップの実施
 - 障害者の雇用促進への支援 等
- により、近隣の都市農業者、女性・高齢者、定年帰農希望者などから新たな担い手を確保する。

（2）都市農業の多様な機能（農作業体験・学習・交流の場を提供する機能、防災機能等）の発揮

①消費者の参画促進・農業体験等の推進

- CSA※の推進
- 消費者（県民）の都市農業への参画を促す市民農園・貸し農園などの設置支援
- 都市農業者と消費者との交流を通じた食育の推進
- 学校教育における児童・生徒に対する農業体験学習の推進
- 福祉・医療など様々な分野と連携した心身機能の回復などの農業・農作業が持つ多面的な機能に着目した取組の推進 等

②都市農業の理解促進

ア. 多様な主体への周知

- 消費者、農家、市町、農業団体、福祉事業者、地元企業、NPO法人等への都市農業に対する関心を高める取組の推進

イ. 良好な景観形成、環境の保全等の機能の発揮に向けた取組の推進

- 農地や農業用施設、農村の豊かな自然環境を守る地域ぐるみの共同活動の推進

ウ. 防災機能の発揮に向けた取組の推進

- 防災協力農地制度など農地の持つ防災機能の普及・啓発等

※CSA（地域支援型農業：Community Supported Agriculture）：農産物の定期購入や労働力の提供など消費者が農業者を支援する仕組み

5. 計画の推進

（1）国の施策の活用等

①生産緑地制度

市町や農業者の意向を踏まえながら、制度活用を周知する。

②国の都市農業振興関連施策

国の都市農業振興基本計画に基づく施策等の動向を注視し、必要な施策の活用を検討していく。

（2）市町等との連携

本計画の施策の推進に当たっては、市町や関係団体等と連携する。

市町にあっては、基本法10条に基づき地方計画を策定する場合は、情報提供など計画策定のための必要な支援を実施する。

（3）計画の進捗管理

都市農業振興施策の方向性に掲げる施策の関連事業の進捗管理により実施する。